

個人賠償責任保険（臨時費用補償及び賠償事故解決特約、受託物補償特約）重要事項説明書

この書面はご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の前に必ずお読みいただき、お申し込みください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

※ご契約のしおりはこちらからご覧いただけます。

<https://coop-hokenyakkan.kyoeikasai.co.jp/kojinbai.html>

1. 商品のしくみおよび引受条件等

(1) 商品のしくみおよび引受条件

- ①この個人賠償責任保険は、コープ共済連を保険契約者とする団体契約です。《たすけあい》、《学生総合共済》、プラチナ85、ゴールド85、ゴールド80の契約（以下「CO・OP共済の契約」）に追加して加入できます。
- ②賠償責任保険普通保険約款に個人特別約款を付帯する方式で引き受け、1事故3億円を限度とします。
- ③引受幹事保険会社を共栄火災とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険です。引受保険会社および引受割合はコープ共済連のホームページでご確認ください。共同保険の詳細はご契約のしおりをご参照ください。

(2) 保障内容

①保険金をお支払いする場合

国内外において、以下の事由により被保険者（注1）が法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

- 日常生活の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合
- 被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理に関わる偶然の事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合
- 受託した財物（受託物）（注2）を壊したり盗まれたりした場合（国内で受託した物のみ）（注3）
- 電車等を運行不能にさせた場合（国内のみ）

（注1）被保険者は、保障の対象となる方でCO・OP共済の契約者本人の他に、契約者本人の配偶者、本人または配偶者と同居する親族および別居の未婚の子が含まれます。

また、上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者（親族のみ）も被保険者に含まれます。

（注2）携帯電話、タブレット、ノート型パソコン、自動車・バイク（原付含む）、動物、眼鏡・コンタクトレンズ、ドローン、宝石・貴金属、乗車券・宿泊券等、不動産、物置・車庫、業務上貸与された物、1個または1組で100万円を超える物、データ等の無体物等は、受託物に含みません。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

（注3）受託物の置き忘れや紛失、劣化や摩耗による破損等は保障対象外となります。

※お支払いする保険金には損害賠償金、争訟費用、応急手当等費用、損害防止費用、保険会社への協力費用、被保険者の示談交渉費用などがあります。また、被害者が死亡した場合および被害者が病院または

診療所に20日以上入院した場合には臨時費用保険金をお支払いします。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

※加害者が複数の場合、または相手方に過失がある場合は、割合に応じて責任を負います。

※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

※二重に加入した場合、支払限度額は2倍になりますが、保険金は二重に支払われません。(実際の損害額以上にお支払いすることはありません。)

②保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の故意によって生じた場合／●被保険者と同居する親族に対する場合／●被保険者の職務遂行に直接起因する場合／●車・バイクの所有、使用、管理に起因する場合・・・など

(3) 保障開始日

保障開始日は初回保険料振替日の翌日です。保障終了日は9月30日となります。以降は1年ごとの自動継続となります。

2. 保険料

保険料は、月払いで1回あたり160円です。

3. 満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

4. クーリングオフ（契約申し込みの取消し）

この保険にはクーリングオフ制度はありません。ただし、CO・OP共済の契約の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

5. ご加入時における注意事項

①ご加入に際し、重要な事項として他の同種の保険契約の「有無」および「内容」（以下「告知事項」）について回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合は、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書の記載内容を必ずご確認ください。

②CO・OP共済の契約が終了する場合、その終了する月の末日にこの保険の契約は終了します。

■保障の重複

保障内容が同様の個人賠償責任保険（賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合、保障が重複することがあります。保障内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認のうえ、ご加入ください。

(注) 保障重複の解消のために、特約の削除や保険の解約をされる場合、残した契約を解約されたり、家族状況が変化（同居から別居への変更等）することにより、保障がなくなったり、保障対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

〈保障が重複する可能性のある主な特約〉

火災保険や傷害保険などの日常生活賠償特約、個人賠償責任特約 など

6. 引受保険会社破綻時等の取扱い

各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負い、いずれかの引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

ご加入内容の確認事項

以下の確認事項は、今回お申し込みいただく保障がご希望に沿った内容になっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認するためのものです。「重要事項説明書」やパンフレットを参照しながら、加入依頼書に記入された内容を再度ご確認ください。

【ご確認ください事項】

①申込内容が以下の点でご意向に合致していること

- 保障内容（保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等）
- 契約金額（保険金額）
- 加入期間（保障開始日）
- 被保険者（保障の対象となる方）の範囲

②加入依頼書の記載内容に誤りがないこと

③重要事項説明書の内容にご不明な点がないこと

なお、個人賠償責任保険の一般社団法人日本損害保険協会の苦情・ご相談のお問い合わせ先（指定紛争解決機関）は、ご契約のしおりをご参照ください。

個人賠償責任保険 個人情報の取り扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、コープ共済連での事務手続きおよび、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用します。また、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

さらに、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。詳しくは、共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

B 22-2805-20240930

※個人賠償責任保険は、全国の組合員の皆様が多数ご加入されており、団体契約として健全な制度運営が求められています。万一、契約の更新が不相当と認められる場合、契約の更新はできませんのでご了承ください。